

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月7日

【四半期会計期間】 第164期第2四半期(自平成30年7月1日至平成30年9月30日)

【会社名】 株式会社大阪ソーダ

【英訳名】 OSAKA SODA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 寺田健志

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座1丁目12番18号

【電話番号】 大阪(06)6110局1560(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長
植田祥裕

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号
株式会社大阪ソーダ東京支社

【電話番号】 東京(03)6701局3520(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員東京支社長
堀登

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪ソーダ東京支社
(東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第163期 第2四半期 連結累計期間	第164期 第2四半期 連結累計期間	第163期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (百万円)	47,989	52,674	101,231
経常利益 (百万円)	3,809	4,907	7,485
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,494	3,355	4,778
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,145	4,089	6,645
純資産額 (百万円)	57,356	64,958	60,953
総資産額 (百万円)	115,873	114,920	115,020
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	118.00	147.77	223.24
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	95.42	125.19	178.58
自己資本比率 (%)	49.5	56.5	53.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,853	4,657	7,757
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,306	2,521	7,398
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,044	4,280	3,097
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	30,321	22,034	23,993

回次	第163期 第2四半期 連結会計期間	第164期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	59.8	56.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 平成29年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っている。第163期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株あたり四半期(当期)純利益金額を算定している。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

なお、重要事象等は存在していない。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準などを遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っている。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調が継続しているものの、豪雨や震災による消費や企業活動の停滞、原燃料価格の上昇による企業収益の圧迫や通商問題の動向が世界経済に与える影響など、依然として先行き不透明な状況が続いている。

このような環境のもと、当社グループは、本年4月よりスタートさせた新中期経営計画「BRIGHT-2020」で、「新成長エンジンの創出」「海外収益基盤の確立」および「事業構造改革の完遂」を3つの基本方針として掲げ、利益重視の経営へのシフトをより一層進めた。基礎化学品では、原燃料価格の変動に対応した価格是正に早期に取り組むとともに、自社開発の改良型電解槽導入などのコストダウンを進めた。機能化学品では、「海外収益基盤の確立」に向けて合成ゴムおよび合成樹脂、アリルエーテル類などの主力製品のシェア拡大を図りつつ、新事業領域であるカラム装置ビジネスの拡大、高薬理活性医薬品分野への参入、昨年のアクリルゴムに続いて4月にノンフタレート型アリル樹脂「ラドパー」を上市するなど、「新成長エンジンの創出」を推進した。また、本年7月に、新規テーマ探索、立案、管理、スケールアップ、市場開拓までを一元的に行う新規事業推進本部を新設し、新規製品の上市化加速に向けて体制を一新するとともに、IoT、AI導入により全工場の生産性向上に着手するなど「事業構造改革の完遂」に向けて取り組んだ。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の連結売上高は、526億7千4百万円と前年同期比9.8%の増加となった。また、利益面においても、営業利益は43億1千6百万円と前年同期比25.0%の増加、経常利益は49億7百万円と前年同期比28.8%の増加、親会社株主に帰属する四半期純利益は33億5千5百万円と前年同期比34.5%の増加となり、売上高、各利益とも過去最高を達成した。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりである。

（基礎化学品）

クロール・アルカリは、需要が堅調に推移したことに加え、かせいソーダの価格改定も進んだため、売上高が増加した。

エピクロルヒドリンは、国内外の需給環境がタイトに推移するとともに、原燃料価格の上昇に対応した価格改定を実施したため、売上高が増加した。

以上の結果、基礎化学品の売上高は243億1千4百万円と前年同期比13.7%の増加となった。

（機能化学品）

アリルエーテル類は、シランカップリング剤用途向けを中心に、国内外ともに販売数量が増加したため、売上高は増加した。

ダブ樹脂は、中国での在庫調整の影響があり、輸出が鈍化した。国内のUVインキ用途向けは堅調に推移した。

エピクロルヒドリンゴム関連は、国内自動車用部品向けが堅調に推移するとともに、アクリルゴムでは国内外の自動車部品用途向けに新規採用が進んだ。

医薬品精製材料は、インド向けのバイオ医薬品精製用途向けが好調に推移したことに加え、カラム・分析装置事業では中国向けカラム販売ならびに韓国向け装置販売が好調に推移した。

医薬品原薬・中間体は、国内向け動物薬原薬、新薬メーカーからの製造受託、ジェネリック医薬品原薬の輸入販売が堅調に推移したことに加え、高薬理活性対応設備を用いた新規案件の受託を開始した。

電極事業は、電子部品および電池などに使用される銅箔用電極の海外での需要が増加したことにより売上高は増加した。

以上の結果、機能化学品の売上高は210億9千2百万円と前年同期比8.5%の増加となった。

（住宅設備他）

住宅設備ほかでは、売上高は72億6千7百万円と前年同期比1.5%の増加となった。

当第2四半期連結会計期間末における当社グループ財政状態は次のとおりである

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて、0.1%減少し1,149億2千万円となった。流動資産は、前連結会計年度末に比べて、0.1%減少し659億9千1百万円となった。固定資産は、前連結会計年度末に比べて、0.1%減少し489億2千8百万円となった。

負債合計は、前連結会計年度末に比べて、7.6%減少し499億6千1百万円となった。流動負債は、前連結会計年度末に比べて、1.1%減少し328億4千2百万円となった。これは、主として短期借入金が11億1千3百万円、1年内返済予定の長期借入金が8億円それぞれ減少したことによる。固定負債は、前連結会計年度末に比べて、17.9%減少し171億1千8百万円となった。これは、主として新株予約権付社債が38億2千4百万円減少したことによる。

純資産は、前連結会計年度末に比べて、6.6%増加し649億5千8百万円となった。これは主として資本金および資本剰余金が22億3千4百万円、利益剰余金が26億7千8百万円それぞれ増加したことによる。

(キャッシュ・フローの状況)

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて、19億5千9百万円減少し220億3千4百万円となった。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、46億5千7百万円の収入(前年同四半期は38億5千3百万円の収入)となった。これは主に、増加要因として税金等調整前四半期純利益が48億3千5百万円、減価償却費が17億7千8百万円、減少要因として法人税等の支払額が13億2千6百万円となったことによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、25億2千1百万円の支出(前年同四半期は23億6百万円の支出)となった。これは主に、有形固定資産の取得による支出24億6千5百万円によるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、42億8千万円の支出(前年同四半期は80億4千4百万円の収入)となった。これは主に、短期借入金の返済による支出が11億1千3百万円、自己株取得による支出が16億5千9百万円、長期借入金の返済による支出が8億円であったことによるものである。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はない。

当社は、第153回定時株主総会において「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を導入した。その後、第156回および第159回定時株主総会においてそれぞれ一部変更の上、継続した(以下、継続後の対応方針を「現プラン」という。)。当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図るため、引き続き検討をした結果、第162回定時株主総会において現プランを(以下、新たに継続する対応策を「本プラン」という。)、継続することとなった。本プランの継続にあたり、表現の修正等を行っているが、実質的な内容についての変更はない。

1. 本プランの必要性

当社取締役会は、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであると考えている。

ところで、当社グループは、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業並びに住宅設備等の事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたっている。また、当社グループの経営においては、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果やノウハウ並びに創業以来蓄積された国内外の顧客および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等へ理解が不可欠である。

このような当社の特色からすれば、株主のみなさまが、短期間で、当社グループの研究開発成果やノウハウの事業化の可能性、グループ企業の活動の有機的結合や事業間の技術シナジーなどを適切に把握し、当社の内在的価値を適時的確に評価することは、容易でないものと思われる。そのため、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、株主のみなさまに大規模買付行為に関する十分な情報を提供する必要があると考えている。株主のみなさまに大規模買付行為に関する情報が十分に提供されることは、株主のみなさまが、大規模買付者が当社の経営に参画した際の経営方針や事業計画の内容および大規模買付行為における対価の妥当性等を判断される上で有益であると考えている。また、当社取締役会は、株主のみなさまの判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、株主のみなさまへ代替案を提示することも予定している。

株主のみなさまは、大規模買付行為に関する十分な情報の提供を受け、また、大規模買付行為に当社取締役会の意見や代替案の提示を受け、これらを十分検討することにより、大規模買付行為に応じるか否かにつき判断することが可能になると考えている。

以上のような観点から、当社は、第153回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき、前プランを導入した。その後、第156回および第159回定時株主総会の決議により、それぞれ所用の変更を行った上、現プランとして継続した。

さらに、今後も、現プランの適用可能性があるような大規模買付者が現れる可能性は否定できないため、第162回定時株主総会において、現プランに所要の変更を行い、継続している。

2. 本プランの概要

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の大規模な買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）に対して適用されるものとする。

注1：特定株主グループとは、

当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、または、当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）を意味する。

注2：議決権割合とは、特定株主グループが記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も加算するものとする。）、記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。

なお、議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式の総数から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とする。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」という。）に従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考える。

（１）情報提供

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主のみなさまの判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）を提供していただく。

大規模買付情報の項目は以下のとおりである。

- １）大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成等を含む。）
- ２）大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の額・内容・算定根拠、大規模買付行為に要する資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含む。）
- ３）大規模買付者に対する資金供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含む。）
- ４）大規模買付行為後５年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「大規模買付行為後の経営方針等」という。）
- ５）大規模買付行為後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ６）その他上記４）に関連し、当社取締役会および独立委員会が適切な判断をするために必要とする情報

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本プランに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととする。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただく。当社は、この意向表明書の受領後原則として５営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より５営業日以内に当社宛にご提出いただくこととする。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがある。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報が、当社株主のみなさまの判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示する。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から十分な大規模買付情報が提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表する。

（２）大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、十分な大規模買付情報の提供が完了した旨公表した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として与えられるべきものとする。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとする。取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示する。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主のみなさまへ代替案を提示することもある。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しない。ただし、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」という。）に対しては、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがある。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む本必要情報に基づいて、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得た上で、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することとする。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがある。

4. 当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

(1) ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けている（以下、「本ガイドライン」という。）。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続を進めなければならないこととしている。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えている。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収者の定義として、

- 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
- 5) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買収対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし著しく不十分または著しく不適切なものである場合
- 6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
- 7) 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく害することが明白な買収である場合

と定めている。

(2) 独立委員会の設置

新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の是非に関する最終的判断は当社取締役会が行うことから、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社は、社外取締役、社外監査役、外部有識者等で構成される独立委員会を設置する。

同委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に意見を述べる。当社取締役会の決定に際しては独立委員会による意見を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の経路を経なければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けている。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮している。

5. 当社株主、投資家のみなさまに与える影響への配慮

(1) 本プランが株主・投資家のみなさまに与える影響等

本プランは、当社株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としている。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが、当社株主共同の利益の保護につながるものとする。

従って、本プランを設定することは、当社株主および投資家のみなさまの利益に資するものであると考えている。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なるので、当社の株主および投資家のみなさまにおかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意していただきたい。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことがあるが、具体的対抗措置の仕組上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社の株主のみなさまが法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定していない。当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、当社株主のみなさま、投資家のみなさまおよびその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定である。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主のみなさまは引受けの申込みをすることなく新株予約権の無償割当てを受けるが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込をして頂く必要がある場合もある。かかる詳細については、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせする。ただし、名義書換未了の当社株主のみなさまについては、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了して頂く必要がある。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合がある。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じないので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った株主および投資家のみなさまは、株価の変動により損害を被るおそれがある。

6. 本プランの有効期間および変更・廃止およびそれに伴う開示

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、当社の第162回定時株主総会終結時から当社の平成32年6月開催予定の第165回定時株主総会終結の時までとする。

(2) 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

- 1) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- 2) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

(3) 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等をふまえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、随時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する可能性がある。

(4) 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主のみなさまおよび投資家の方々に対し、当該事実および当社取締役会または独立委員会が必要と判断する事項を適時に開示する。

7. 本プラン導入状況についての補足説明

本プラン導入を決定した当社取締役会には、当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べている。

なお、当社は、適時かつ適切に開示を行っていく予定であるが、当社株主のみなさまおよび投資家の方々においても、当社株式に関する大規模買付行為が行われた場合には、その後の動向把握等に努められるようお願いしたい。今後、当社株主のみなさまおよび投資家の方々に影響を与える具体的対抗策を発動することを決定した場合には、その詳細について直ちに公表することとする。

8. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の三原則の充足

経済産業省は平成17年5月27日付で企業価値研究会の「企業価値報告書」等を公表している。これを踏まえて、経済産業省および法務省が同日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛策に関する指針」という。）においては、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則、という三原則が定められている。

そして、企業価値（株主利益に資する会社の財産、収益力、安定性、成長力等を指す。）・株主共同の利益（株主全体に共通する利益）の確保・向上の原則については、前述のとおり、本プランは、当社の株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としているので、当社株主のみなさまは十分な情報の下で大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となる。

本プランでは企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも準拠し、取締役会評価期間の開始日を十分な情報が提供された後とすることにより、大規模買付情報の適正な検討を可能にしている。

次に、事前開示・株主意思の原則については、本プランは、事前にその内容が開示されるものであるため、当社株主のみなさまおよび投資家の方々の予見可能性を確保しており、また、本プランの採用・有効期間の延長も当社の株主のみなさまのご承認を条件としている上、当社株主総会の決議により廃止することが可能な措置も採用しているため、当社株主のみなさまの合理的意思が反映される仕組みとなっている。

さらに、必要性・相当性の原則については、本プランは、具体的対抗措置発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、当社取締役会判断の客観性および合理性の担保を図る措置を確保している。

また、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨にも合致している。

(2) まとめ

以上のとおり、本プランは、買収防衛策に関する各種の要件を充足しており、十分な合理性を有しているものであると考えている。

(3) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は11億円である。なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,035,085	26,037,287	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は、 100株である
計	26,035,085	26,037,287	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成30年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はない。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	982,653	26,035,085	1,117	15,087	1,117	13,598

(注) 1. 新株予約権付社債における新株予約権の権利行使による増加である。
2. 平成30年10月1日から平成30年10月31日までの間に、新株予約権付社債における新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が2,202株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2百万円増加している。

(5) 【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,478	6.42
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	876	3.81
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号	822	3.57
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	771	3.35
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	768	3.34
株式会社伊予銀行	愛媛県松山市南堀端町1番地	748	3.25
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	33 RUE DE GASPERICH,L-5826 HOWALD- HESPERANGE,LUXEMBOURG	700	3.04
帝人株式会社	大阪市北区中之島3丁目2番4号	678	2.95
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	669	2.91
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	637	2.77
計	-	8,153	35.40

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりである

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 1,478千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 771千株

2 上記のほか当社保有の自己株式 3,001千株がある。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,001,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,997,400	229,974	-
単元未満株式	普通株式 36,585	-	-
発行済株式総数	26,035,085	-	-
総株主の議決権	-	229,974	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式68株が含まれている。

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大阪ソーダ	大阪市西区阿波座 1丁目12番18号	3,001,100	-	3,001,100	11.52
計	-	3,001,100	-	3,001,100	11.52

2 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の変動は、次のとおりである。

役職の変動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役 常務執行役員	機能材事業部長	取締役 常務執行役員	経営戦略本部副本 部長 機能材事業部副事 業部長	赤松 伸一	平成30年7月1日

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となった。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,493	11,534
受取手形及び売掛金	1 27,710	1 29,444
電子記録債権	1 3,845	1 3,023
有価証券	10,499	10,499
商品及び製品	6,155	7,017
仕掛品	1,608	1,943
原材料及び貯蔵品	1,938	1,653
その他	811	876
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	66,060	65,991
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具（純額）	10,716	11,087
その他（純額）	12,878	11,673
有形固定資産合計	23,595	22,761
無形固定資産		
のれん	975	890
その他	623	552
無形固定資産合計	1,599	1,443
投資その他の資産		
投資有価証券	22,684	23,673
繰延税金資産	305	306
その他	781	750
貸倒引当金	6	6
投資その他の資産合計	23,764	24,724
固定資産合計	48,959	48,928
資産合計	115,020	114,920

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 15,522	1 16,642
短期借入金	8,880	7,767
1年内返済予定の長期借入金	800	-
未払法人税等	1,444	1,797
賞与引当金	792	856
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	1,590
その他	5,767	4,189
流動負債合計	33,206	32,842
固定負債		
新株予約権付社債	13,824	10,000
繰延税金負債	2,192	2,346
役員退職慰労引当金	611	608
退職給付に係る負債	3,004	2,969
その他	1,226	1,193
固定負債合計	20,859	17,118
負債合計	54,066	49,961
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,970	15,087
資本剰余金	12,487	13,604
利益剰余金	31,517	34,195
自己株式	5,037	6,678
株主資本合計	52,938	56,209
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,332	9,005
繰延ヘッジ損益	40	28
為替換算調整勘定	41	16
退職給付に係る調整累計額	317	301
その他の包括利益累計額合計	8,015	8,749
純資産合計	60,953	64,958
負債純資産合計	115,020	114,920

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
売上高	47,989	52,674
売上原価	38,682	41,644
売上総利益	9,306	11,029
販売費及び一般管理費	1 5,855	1 6,713
営業利益	3,451	4,316
営業外収益		
受取利息	7	7
受取配当金	212	244
持分法による投資利益	-	18
為替差益	220	359
その他	45	52
営業外収益合計	485	683
営業外費用		
支払利息	68	54
社債発行費	32	-
その他	25	37
営業外費用合計	127	92
経常利益	3,809	4,907
特別利益		
固定資産売却益	106	137
特別利益合計	106	137
特別損失		
固定資産除却損	295	209
特別損失合計	295	209
税金等調整前四半期純利益	3,620	4,835
法人税、住民税及び事業税	1,027	1,670
法人税等調整額	98	190
法人税等合計	1,125	1,479
四半期純利益	2,494	3,355
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,494	3,355

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
四半期純利益	2,494	3,355
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,611	673
繰延ヘッジ損益	19	68
為替換算調整勘定	3	24
退職給付に係る調整額	22	16
持分法適用会社に対する持分相当額	-	0
その他の包括利益合計	1,650	734
四半期包括利益	4,145	4,089
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,145	4,089
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,620	4,835
減価償却費	1,542	1,778
のれん償却額	77	85
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	0
賞与引当金の増減額(は減少)	44	63
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5	2
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	10	35
受取利息及び受取配当金	219	252
支払利息	68	54
為替差損益(は益)	193	217
固定資産除却損	295	209
固定資産売却損益(は益)	106	137
社債発行費	32	-
売上債権の増減額(は増加)	2,390	971
たな卸資産の増減額(は増加)	282	918
仕入債務の増減額(は減少)	2,003	1,190
持分法による投資損益(は益)	-	18
その他	373	105
小計	4,859	5,768
利息及び配当金の受取額	219	270
利息の支払額	63	55
法人税等の支払額	1,162	1,326
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,853	4,657
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,161	2,465
有形固定資産の売却による収入	115	140
無形固定資産の取得による支出	178	16
投資有価証券の取得による支出	9	9
その他	72	169
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,306	2,521
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	1,113
長期借入金の返済による支出	1,200	800
新株予約権付社債の発行による収入	9,967	-
自己株式の取得による支出	2	1,659
配当金の支払額	631	677
その他	88	30
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,044	4,280
現金及び現金同等物に係る換算差額	196	185
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	9,788	1,959
現金及び現金同等物の期首残高	20,532	23,993
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 30,321	1 22,034

【注記事項】

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日至平成30年9月30日)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理

四半期連結会計期間末日満期手形等の処理については、満期日に決済が行われたものとして処理している。

なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理している。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
受取手形	424百万円	414百万円
電子記録債権	1,223百万円	908百万円
電子記録債務(支払手形及び買掛金)	155百万円	92百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
販売運賃及び諸掛	2,472百万円	2,529百万円
給料・賞与	959百万円	1,189百万円
賞与引当金繰入額	255百万円	313百万円
退職給付費用	63百万円	60百万円
役員退職慰労引当金繰入額	30百万円	38百万円
減価償却費	69百万円	117百万円
のれん償却額	77百万円	85百万円
研究開発費	891百万円	1,100百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
現金及び預金勘定	10,822百万円	11,534百万円
有価証券勘定	19,499百万円	10,499百万円
現金及び現金同等物	30,321百万円	22,034百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月9日 取締役会	普通株式	632	6.00	平成29年3月31日	平成29年6月12日	利益剰余金

(注)平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施している。1株当たり配当額は、当該株式併合が行われる前の金額を記載している。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年11月7日 取締役会	普通株式	592	5.50	平成29年9月30日	平成29年12月6日	利益剰余金

(注)平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施している。1株当たり配当額は、当該株式併合が行われる前の金額を記載している。

当第2四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年5月8日 取締役会	普通株式	677	30.00	平成30年3月31日	平成30年6月11日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年11月6日 取締役会	普通株式	691	30.00	平成30年9月30日	平成30年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	基礎化学品	機能化学品	住宅設備ほか	合計	調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	21,391	19,437	7,159	47,989	-	47,989
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4	10	606	621	621	-
計	21,396	19,448	7,766	48,611	621	47,989
セグメント利益	986	2,900	43	3,929	478	3,451

(注) 1 セグメント利益の調整額 478百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用である。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究開発等および管理部門の一部に係る費用である。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第2四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	基礎化学品	機能化学品	住宅設備ほか	合計	調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	24,314	21,092	7,267	52,674	-	52,674
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6	31	257	296	296	-
計	24,321	21,123	7,525	52,971	296	52,674
セグメント利益	2,450	2,390	81	4,921	605	4,316

(注) 1 セグメント利益の調整額 605百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用である。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究開発等および管理部門の一部に係る費用である。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	118円00銭	147円77銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	2,494	3,355
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	2,494	3,355
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,139	22,708
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	95円42銭	125円19銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	5,001	4,095
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-	-

(注)平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施した。これに伴い1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算出している。

2 【その他】

1 訴訟

当社は、当第2四半期連結会計期間末現在において、国および当社を含む企業40数社を被告として、いずれも建設作業などに従事してアスベスト関連疾患に罹患したとする者など合計603名の原告から、国に対しては国家賠償法に定める国家賠償責任に基づき、企業に対しては民法に定める不法行為責任または製造物責任法に定める製造物責任に基づき、総額205億円の損害賠償を求める訴訟の提起を受けている。

2 中間配当

第164期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）中間配当について、平成30年11月6日開催の取締役会において、平成30年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議した。

配当金の総額	691百万円
1株当たりの金額	30円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成30年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月7日

株式会社大阪ソーダ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 智 英 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 押 谷 崇 雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大阪ソーダの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大阪ソーダ及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていない。